



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8
 (新小伝馬町ビル6F)

電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者 水落雅彦 印刷所 (株)白 橋



R1.6.5 「令和元年度 富士川水防講習会」

主催：富士川流域における減災対策協議会水防連絡会
 場所：静岡県富士市木島地先 一級河川富士川河川敷
 水防専門家（腕章着用）による釜段工法の実地講習
 水防専門家派遣制度：当協会ホームページをご覧ください

目 次

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の広域派遣を実施…………… 2
 六角川流域の早期の復旧・復興を支援するため佐賀県庁に本省幹部職員・
 土木研究所専門家等を派遣
 本省災害査定官を派遣し、被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援をします… 3
 災害査定を効率化します……………国土交通省水管理・国土保全局 防災課… 4
 鬼怒川緊急対策プロジェクトの現場を石井大臣が視察…………… 5
 岡山県内および広島県内の豪雨災害復旧状況を工藤政務官が視察…………… 6
 「災害査定留意点」第2回……………国土交通省水管理・国土保全局 防災課… 7
 協会だより 令和元年度災害復旧促進全国大会概要（お知らせ）…………… 9
 令和元年度災害復旧及び災害防止事業功労者表彰について
 新刊図書のご案内
 被害報告……………11

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の 広域派遣を実施

～九州北部の排水作業や被災状況調査を加速～

令和元年8月29日 水管理・国土保全局 防災課

令和元年8月前線に伴う大雨により、九州北部地方を中心に、洪水による浸水被害や土砂災害等が発生したことを踏まえ、九州地方整備局から排水ポンプ車による排水作業等 TEC-FORCE を派遣しています。さらに、広域から TEC-FORCE を派遣することで、排水作業や被災調査の迅速化を図ります。

○国土交通省では、令和元年8月前線による大雨で大きな浸水被害が生じている九州北部地方に、九州地方整備局から TEC-FORCE を派遣し、排水ポンプによる排水作業や被災自治体や被災者のニーズの把握に努めているところです。

○今回、約200名の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を全国の地方整備局等から派遣し、排水ポンプ車による排水作業を加速するとともに、ドローン等を活用した被災状況調査により、被災状況の全容を把握し、早期復旧を支援します。

※これまでの災害における TEC-FORCE 活動事例



ドローンによる調査（九州地方整備局）



排水作業（岡山県倉敷市真備町）

六角川流域の早期の復旧・復興を支援するため 佐賀県庁に本省幹部職員・土木研究所専門家等を派遣

令和元年8月29日 大臣官房 技術調査課
水管理・国土保全局 防災課災害対策室

国土交通省では、九州北部を中心とする大雨により広域に浸水した六角川流域の応急排水などの復旧・復興を支援するため、本省の幹部職員及び土木研究所の専門家等をリエゾン（情報連絡員）として佐賀県庁に派遣します。

○派遣日：令和元年8月29日（木）～

○派遣先：佐賀県庁

○派遣者：

- ・水管理・国土保全局 水資源部長
溝口 宏樹（みぞぐち ひろき）
- ・北海道局 参事官付 企画調整官
岡下 淳（おかした あつし）

- ・国立研究開発法人 土木研究所つくば中央研究所
技術推進本部 上席研究員（先端技術）
新田 恭士（にった やすし）
- ・関東地方整備局 企画部 機械施工管理官
神宮寺 保秀（じんぐうじ やすひで）

本省災害査定官を派遣し、 被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援をします ～令和元年8月前線に伴う大雨の災害緊急調査を実施～

令和元年8月30日 水管理・国土保全局 防災課

令和元年8月前線に伴う大雨について、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧工法等の技術的な助言・指導のため、国土交通省では本省防災課の災害査定官2名を佐賀県に派遣し、災害緊急調査を実施します。

○派遣日程：令和元年8月31日（土）からの予定（詳細調整中）

○派遣先：佐賀県内の河川・道路等（詳細調整中）

○派遣者：

- ・国土交通省水管理・国土保全局防災課
災害査定官 小寺 秀治（こてら しゅうじ）
審査係長 土門 弘和（どもん ひろかず）

令和元年梅雨期豪雨及び台風により被災した 河川・道路等の迅速な復旧を支援

～災害査定を効率化します～

令和元年7月31日 水管理・国土保全局防災課

国土交通省では、令和元年梅雨期豪雨及び台風による被災施設について、被害件数が多かった鹿児島県の災害復旧事業の災害査定を効率化（簡素化）します。

これにより、今般の災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の事務手続きの迅速化が図られます。

- 書面による査定上限額の引き上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減
- ・ 書面による査定上限額を通常300万円未満から1,500万円以下に引き上げる。



二級河川 大浦川水系 大王川（鹿児島県南さつま市）
堤防決壊



主要地方道 谷山知覧線（鹿児島県鹿児島市）
道路崩壊



二級河川 大里川（鹿児島県いちき串木野市）
堤防決壊（鹿児島県 HP より）



県道 仏迫平房線（鹿屋市輝北町平房）
崩土（鹿児島県 HP より）

鬼怒川緊急対策プロジェクトの現場を 石井大臣が視察

8月7日(水)、石井大臣は、鬼怒川緊急対策プロジェクトの現場（茨城県常総市内）の視察を行いました。常総市中妻町地先の工事現場では、ICTによる堤防盛土の施工状況について視察を行い、また、堤防整備の進捗状況についても確認しました。

鬼怒川緊急対策プロジェクトの堤防整備と平行して「かわまちづくり」の一環として進めているサイクリングロード整備については、常総市神達市長からも大臣へ説明いただきました。

【鬼怒川緊急対策プロジェクト】

平成27年9月関東・東北豪雨で大きな被害を受けた鬼怒川下流域。国、茨城県、鬼怒川下流部の7つの市町が主体となって、ハード・ソフトを一体化した緊急的な治水対策。[ハード対策] 決壊した堤防の本格的な復旧、高さや幅が足りない堤防の整備、洪水時の水位を下げるための河道掘削など。事業期間平成27年度～令和2年度 [ソフト対策] (円滑な避難の支援) 豪雨時の行動を示した「タイムライン」の作成とそれに基づく訓練、地域住民等との危険箇所の共同点検、広域避難に関する仕組みづくりなど。



鬼怒川で実施中の ICT 施工による堤防盛土を視察する石井大臣



常総市長と共に堤防上のサイクリングロードを視察する石井大臣



岡山県内および広島県内の豪雨災害復旧状況を 工藤政務官が視察

8月7日(水)から8日(木)に、工藤政務官は、岡山県倉敷市真備町や広島県呉市などを訪れ、平成30年7月豪雨災害関連箇所（小田川・高馬川・末政川

被災箇所、小田川合流点付替え事業箇所、土砂災害箇所、JR芸備線復旧事業箇所など）の復旧状況を視察しました。



小田川堤防決壊箇所への復旧状況について説明を受ける工藤政務官



小田川合流点付替え事業の整備状況について説明を受ける工藤政務官

【小田川合流点付替え事業】

平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生した高梁川水系小田川沿川における再度災害防止を図るための『真備緊急治水対策プロジェクト(ハード対策)』の1事業。高梁川との合流位置を約4.6km下流へ付替え、小田川と高梁川の水位を下げることにより、小田川の沿川地域及び倉敷市街地の治水安全度向上を図る事業。

事業期間：2018～2023（激特事業）



呉市天応地区土砂災害箇所の復旧状況を視察する工藤政務官



呉市天応地区土砂災害箇所の復旧状況について説明を受ける工藤政務官



広島市安佐北区三篠川堤防の復旧状況について説明を受ける工藤政務官

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例 (2)

—異常な天然現象—

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 *

1. はじめに

今回は、公共土木施設の災害復旧事業として採択されるための要件の一つである「異常な天然現象」とはどのような現象なのか、実際の災害査定事例を参考に説明します。

2. 災害の採択範囲

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（以下「負担法」という。）の適用となる災害とは、被害をもたらした原因が天然現象であり、かつ、その度合いが異常なものによる災害であります。負担法の第2条第1項には、「この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう」と規定されています。

したがって、人為的な原因によって災害が生じても負担法の対象とはなりません。

1) 異常な天然現象

具体的判断基準として、公共土木施設災害復旧事業査定方針（局長通知）第3第1項において、異常な天然現象を規定しています。

公共土木施設災害復旧事業査定方針*及び通知等を参考にし、判断基準を要約すると下記のとおりです。

①河川施設

- ・警戒水位（はん濫注意水位）以上の水位
- ・河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割程度以上の水位（警戒水位（はん濫注意水位）の定めのない場合）

②河川施設以外の公共土木施設

- ・最大24時間雨量80mm以上の降雨
- ・時間雨量等が特に大である場合（時間雨量が20mm程度以上）

③最大風速

- ・10分間平均風速の最大が15m以上

※最大瞬間風速ではないので注意すること

④異常な高潮、波浪、津波による災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの

⑤地すべりによる一定のブロックが概成している地すべり防止施設の災害

⑥地すべりによる地すべり防止施設以外の災害

⑦地震による災害

※地震・地すべりによる施設災害については、これらの原因による被害現象そのものが異常性があるものとして別に基準は定めていないが、社会通念上の被害であることが必要である。

⑧降雪、低温による災害

- ・異常積雪による災害
- ・国庫負担の対象となる低温により被災した道路施設の災害（凍上災）

⑨その他

- ・干ばつ、火災、落雷、噴火、噴気、降灰、雪崩、竜巻等の突風等による災害

2) 災害原因の調査

災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行うものとします。

※公共土木施設災害復旧事業査定方針第2

- ①降雨については、最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- ②洪水については、洪水水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等
- ③融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等
- ④暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的関係
- ⑤高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的関係
- ⑥地すべりについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況
- ⑦地震については、震度、震源地等

3. 査定事例から

災害復旧事業として採択される要件に該当しないと失格及び欠格となります。

以下に過去の災害査定で欠格となった事例を紹介します。

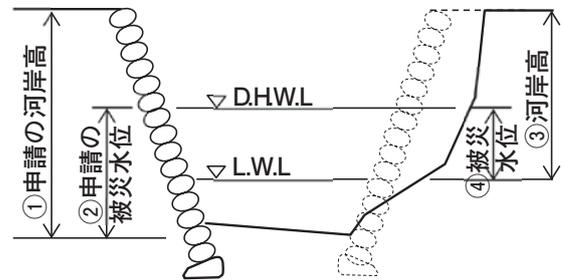
この被災箇所は、梅雨前線豪雨により河川が増水し、護岸部が側方侵食を受け流出し、被災を受けたと申請されたケースです（図-1）。

河川災害において被災水位（D.H.W.L）が河岸高の5割程度以上の水位となったとして申請されたのですが、河岸高（低水位（L.W.L）から天端までの高さ）の5割程度以上の水位となっておらず、異常な天然現象によらないため欠格となりました。

★申請に当たってのポイント

異常天然現象の見定めは、洪水痕跡を基に上下流も含め護岸等の施設状況等を総合的に見て判断する必要があります。

ただし、道路等背後地の状況によって護岸天端高が河岸として必要な高さでない場合もありますので注意が必要です。また、兼用護岸を道路災害で申請する場合でも河川側の出水による被災であれば被災水位が河岸高の1/2を超えている必要がありますので、注意してください。



査定時に水位痕跡等から被災水位の説明を受けたが・・・
(河岸高①、被災水位②) $① \times 1/2 < ②$

河岸高の考え方が間違っていると指摘
(河岸高③、被災水位④)

被災水位(D.H.W.L)が河岸高の1/2を超えていないため
 $③ \times 1/2 \geq ④$
異常な天然現象による被災とは言えない

図-1 欠格となった事例

4. おわりに

災害復旧事業の申請にあたり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱(事務次官通知)第18第1項二においては、「気象資料の異常な天然現象の説明に必要とされるものの図面等を添付して申請するものとする」と規定されています。

申請前に、採択要件を確認した上で現地調査等により、被災状況の確認や被災メカニズムの解析などを実施し、査定時には被災状況の写真や図面等の資料を用いて、具体的に説明する事が重要です。

次号のテーマは護岸の「死に体」の判断についてです。

協会だより

令和元年度災害復旧促進全国大会の概要をお知らせします。 多数の方のご出席をお願いします。 (ご案内状は間もなく郵便で発送します。)

1. 日 時

令和元年11月5日(火)
13時30分～15時00分(受付開始12時30分)

3. 懇親会

同日の17時15分～、同場所1階木曾で開催します
(参加費無料)。

2. 場 所

東京都千代田区平河町2-7-4
砂防会館別館シェーンバッハ・サポー1階利根

令和元年度災害復旧及び災害防止事業功労者表彰について

表彰銓衡委員会を9月18日に開催する予定です。
銓衡委員会後速やかに受賞者を決定し、受賞者決定通知を推薦元に郵送します(9月中予定)。

表彰式は、令和元年度災害復旧促進全国大会の中
で行います。

受賞者の方のご出席をお願いします(代理出席可)。

新刊図書のご案内

謹啓 平素より当協会の諸事業およびウェブマガジン「月刊防災」につきまして、格別のご配慮とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「令和元年版 災害復旧工事の設計要領」を新刊図書として発行致しました。「災害復旧工事の設計要領」(通称:赤本)は、昭和32年に初版を発行して以来、令和元年版で63版を数え、災害査定設計書作成時に幅広く活用されています。

ご購入を希望される方は、東京官書普及株式会社(シビル Books)へお申込み下さいますよう、お願

い申し上げます。

官公庁及び会員の方は当協会にお申し込み下さいますようお願い申し上げます。

詳しくは当協会ホームページ、出版図書案内→購入申込についてをご覧ください。

http://www.zenkokubousai.or.jp/toshyo_purchase.htmlに掲載してございます。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

謹白

平成31年(令和元年) 発生主要異常気象別被害報告 令和元年7月31日現在(単位:千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地 震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合 計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道															1	100,000	1	100,000
青森																		
岩手					1	390,000					2	17,600					3	407,600
宮城																		
秋田																		
山形										<1> 16	<280,000> 680,000						<1> 16	<280,000> 680,000
福島					1	1,100,000											1	1,100,000
茨城																		
栃木			1	30,000													1	30,000
群馬			26	571,000													26	571,000
埼玉											1	15,000					1	15,000
千葉											2	25,000					2	25,000
東京																		
神奈川			1	125,000													1	125,000
新潟								6	360,000	(1) 5	(60,000) 85,000	42	550,600		(1) 1	(25,000) 25,000	(2) 54	(85,000) 1,020,600
富山											7	139,000					7	139,000
石川			1	17,000							47	394,400					48	411,400
福井					1	1,500,000											1	1,500,000
山梨																		
長野			16	229,000	1	100,000											17	329,000
岐阜											41	816,499					41	816,499
静岡			8	267,000	1	200,000					9	293,000					18	670,000
愛知					1	395,000					(1) 1	(19,500) 19,500					(1) 2	(19,500) 414,500
三重			5	37,500							7	118,500					12	156,000
滋賀																		
京都					6	740,000											6	740,000
大阪			1	15,000	2	964,785											3	979,785
兵庫					2	666,528											2	666,528
奈良											4	397,000					4	397,000
和歌山			3	8,500							6	49,000					9	57,500
鳥取	<1>	<50,000>									3	23,700					3	23,700
島根	1	50,000	1	10,000													2	60,000
岡山			6	34,820													6	34,820
広島											(1) 165	(10,000) 1,028,350					(1) 165	(10,000) 1,028,350
山口			6	146,000							70	855,000					76	1,001,000
徳島											7	77,000					11	108,000
香川			4	31,000														
愛媛			8	116,900	5	1,960,000					27	332,000					40	2,408,900
高知			31	269,500	1	1,700,000					68	1,002,500					100	2,972,000
福岡											177	2,502,390					177	2,502,390
佐賀											22	198,800					22	198,800
長崎											<5> 106	<75,900> 2,238,100					<5> 106	<75,900> 2,238,100
熊本											(2) 274	(11,500) 2,515,496					(2) 274	(11,500) 2,515,496
大分											11	96,500					11	96,500
宮崎			65	828,000							107	2,047,500			2	152,000	174	3,027,500
鹿児島			<2>	<800,000>							<1>	<47,000>					<3>	<817,000>
沖縄			18	1,517,146							804	12,189,156					822	13,706,302
札幌			6	84,000							4	65,000					10	149,000
仙台																		
さいたま																		
千葉																		
横浜																		
川崎																		
相模原																		
新潟			2	210,000													2	210,000
静岡			1	26,000							1	43,000					2	69,000
浜松																		
名古屋																		
京都																		
大阪																		
堺																		
神戸																		
岡山																		
広島																		
北九州																		
福岡																		
熊本																		
補助計	<1>	<50,000>	<2>	<800,000>						<4>	<280,000>	<6>	<122,900>				<13>	<1,252,900>
	1	50,000	210	4,573,366	22	9,716,313	6	360,000	21	(1) 765,000	(6) 2,015	(62,000) 27,959,591			(1) 4	(25,000) 277,000	(8) 2,279	(147,000) 43,701,270
直轄計											3	258,000					3	258,000
合計	1	50,000	210	4,573,366	22	9,716,313	6	360,000	21		2,018	28,217,591			4	277,000	2,282	43,959,270

※上段()内書きは、下水道・公園分、<>内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月2回(15日、月末)国土交通省HPで公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html